

(和訳)

滞在許可証取得又は更新申請における必要添付書類に関する規定（1433年ラビイ1月20日（2012年2月13日）内務省法律第501-12号）

内務大臣は、

外国人のモロッコ王国への入国及び滞在、不法出入国に関する法律第02-03号第11条の施行のための1431年ラビイ11月15日（2010年4月1日）勅令第2-09-607号に鑑み、
国家警察庁長官の提案により、以下を決定する。

法令

第一条

上記勅令第2-09-607号第11条の規定の施行にあたり、滞在許可証取得又は更新申請における必要添付書類を以下のものとする。

- ・ 旅券の身分事項頁及び旅券のモロッコ入国スタンプ押印頁並びに査証を必要とする外国人は入国査証頁の写し各1部
- ・ 滞在許可証申請書2部
- ・ 一般課税法第252 I I E条により規定された手数料
- ・ 直近の顔写真6枚
- ・ 賃貸契約書又は不動産証明書又はその他モロッコにおいて定住している住居証明書類各1部
- ・ **犯罪経歴証明書1部**
- ・ 健康診断書1部
- ・ 本人がモロッコにおいて生活に足る資金を所持する各種証明書類
- ・ 必要に応じモロッコにおける活動内容を示す書類1部